

【副審のシグナルについて】



【2016／2017 年 競技規則改正】

ペナルティーエリア内において、「決定的な得点の機会の阻止」をした競技者は、以前では「退場」であった。つまり、相手チームに PK が与えられ、反則をした競技者は退場となり、かつ次試合出場停止が課せられた（一般的に「三重罰」と称される）。

だが新ルールにおいては、ペナルティーエリア内において、「決定的な得点の機会の阻止」をした競技者は、ボールにプレーしようとしていた、または、ボールへ向う相手競技者にチャレンジした場合は「警告」となる（退場とはならない）。一方、ペナルティーエリア内であっても、以下のケースはフェアプレー遵守のため、「退場」となる（「三重罰」が課せられる）。

- a. ホールディング（押さえる）、プッシング（押す）、プリング（引っ張る）する行為
- b. ボールにプレーしようとしていない、またはボールにプレーする可能性がない状況での反則
- c. フィールド上で起こった場所にかかわらず、退場となる反則（例えば、著しく不正なプレー、乱暴な行為、等）

※競技者が意図的にボールを手または腕で扱い、「相手チームの得点」または「決定的な得点の機会」を阻止した場合（但し、自分のペナルティーエリア内でゴールキーパーが行ったものには適用しない）は、反則を犯した場所、すなわちペナルティーエリア内外にかかわらず「退場」となる。

ボールへのチャレンジがキーポイントになっており、ボールへのプレー可能性がない場合は従来どおり「三重罰」が適用されることになる。